

くらしの法律救急箱

第82回 これからの裁判～裁判のIT化～

1 日本の民事裁判は時間がかかるのは本当か

令和3年中の民事の第一審の審理期間（受理されてから終局するまで）の平均は、地方裁判所の全事件では10・5か月、そのうち双方の当事者が最後まで争って判決に至った事件の場合は14・6か月です（令和4年司法統計年報）。コロナ禍の影響もあつてか、長期化の傾向がみられます。

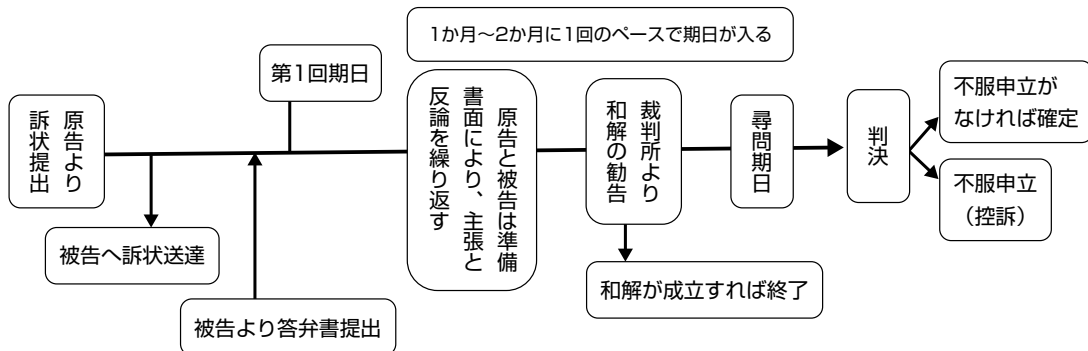
第一審の裁判は、**図表**のような流れで進みます。

裁判が始まると、原告と被告が互いに主張と反論を繰り返して争点が整理されていくので、これに要する期間が裁判の長短に影響することになります。

国は、これまでも民事裁判の迅速化に向けて動いており、平成8年には弁論準備手続等にテレビ会議・電話会議システムが導入され、令和2年2月には、マイクソフト社のTeamsを用いたウェブ会議の活用が始まり、大きな転機となりました。

裁判では、裁判所と当事者が双方の主張を整理する手続である争点整理に時間がかかります。このとき、当事者（弁護士が就いている案件では弁護士）が遠隔地から裁判所に出頭すると、移動時間を考慮しなければならず、予定の都合でかなり先の日に次回期日が設定されることもありました。争点の多い複雑な裁判の場合は、年単位で何回も争点整理のための期日を重ねることになりますので、「予定の調整の難しさ」は審理期間が長期化する一因となっていることは否めません。

図表 第一審の裁判の流れ(一例)





弁護士 小島幸保 (こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録（大阪弁護士会）。
2006年、小島法律事務所開設。

従前よく利用されていた電話会議による方法の場合、少なくとも一方当事者は裁判所に向く必要がありましたが、ウェブ会議の導入後は、弁護士は双方とも事務所から裁判に参加することができ、裁判所が遠隔地であっても、そこへの移動時間を考慮する必要がありません。結果的に、柔軟な期日設定が可能となつて争点整理期間の短縮につながりますし、移動に伴う出張費もかかりません。このように、時間もコストも節約できることから歓迎する声が多く、活用が進めば裁判をより早く進めることができるのではないのでしょうか。

2 裁判手続のIT化とはどのようなものか

民事裁判手続を全面的に（訴え提起から判決に至るまで）IT化することを目指すものです。

現在は書面に限られている裁判所への訴状や準備書の提出について、オンラインでの手続が可能になります。ただ、オンライン提出された裁判書類のうち、送達が必要なものについては、原則的には、印刷して（書面によって）送達することとされます。なお、弁護士が訴訟代理人につく場合は、オンライン提出を義務付けた上、オンラインで送達を受けるという届出もオンラインで送達が行われることとなります。

また、現在、裁判所への出頭が必須とされる口頭弁論や証人尋問についても、ウェブ会議を活用することができるようになります。

さらに、訴状や判決書など裁判記録については、裁

判所が原則として電子データで管理し、訴訟関係者がインターネット上で記録を閲覧したり、ダウンロードすることもできるようになります（これに関連して、訴訟当事者に住所などを知られることにより社会生活に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、裁判所の決定により、書類上に住所・氏名などの記載が不要となるほか、個人情報に関わる記載に閲覧制限をかけることができますようになります）。

なお、民事裁判では、必ず弁護士に依頼しなければならぬというわけではありません。ご自身で裁判を遂行する場合、オンライン手続に不慣れなら、これまで同様に紙でやり取りすることができますでしょう。

3 裁判以外の手続についてもIT化が進むのか

離婚などの家事調停は、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話し合いによりお互いが合意することと紛争の解決を図ろうとするものです。現在は、原則として、実際に裁判所に向く必要がありますが、当事者双方が裁判所に現実に出頭しなくても、ウェブ会議を利用して、離婚・離縁の和解・調停を成立させることができる改正法がすでに成立しており、公布（令和4年5月25日）から3年以内の政令で定める日に施行されます。

さらに、財産を差し押さえる「民事執行」や財産を清算する「破産」などの手続のオンライン化についても、今国会での改正法の成立が見込まれます。